

IV 資料編

1 島根県関係

平成 2 1 年度 生涯学習課事務分掌表

平成 2 1 年 4 月 1 日現在

生涯学習課長	大 矢 敬 子		
生涯学習振興グループリーダー（総括）	齋 藤 晃 大		
社会教育主事（兼）社会教育グループリーダー	佐々木 直		
所 掌 事 務			
<ol style="list-style-type: none"> 1 生涯学習の振興に係る企画及び調整に関すること。 2 社会教育に関する指導及び助言に関すること。 3 成人教育、女性教育、高齢者教育、青少年教育及び家庭教育（保健体育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。 4 青少年団体、女性団体、PTA その他の社会教育関係諸団体（社会体育諸団体を除く。）に関すること。 5 青少年の芸術及び文化の振興に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。 6 公民館、図書館（学校図書館を除く。）、その他の社会教育施設（博物館及び博物館に相当する施設を除く。）に関すること。 7 県立生涯学習推進施設に関すること。 8 県立図書館に関すること。 9 県立青少年社会教育施設に関すること。 10 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の振興及び社会教育に関すること。 			
G名	分 掌 事 務	担 当 者	副担当者
生涯学習振興G	<ol style="list-style-type: none"> 1 課内事務の総括及び調整に関すること 2 生涯学習振興グループの総括に関すること 3 職員の人事、サービス及び研修に関すること 4 県議会に関すること 5 陳情・要望に関すること 6 総合発展計画に関すること 7 行政評価に関すること 8 文書取扱主任に関すること 9 情報化リーダーに関すること 10 生涯学習推進構想及び生涯学習振興プランに関すること 11 少年自然の家の事務の総括及び調整に関すること（兼務） 	生涯学習振興GL（総括） 齋藤 晃大	
	<ol style="list-style-type: none"> 1 県立生涯学習推進施設（生涯学習推進センター、西部生涯学習推進センター）に関すること 2 県立図書館に関すること 3 県立青少年社会教育施設（青少年の家、少年自然の家）に関すること 4 放送大学島根学習センターとの連絡調整に関すること 5 指定管理者制度に関すること 6 広報・広聴に関すること 	企画員 藤原 健司	主任 矢島 史江

G名	分 掌 事 務	担 当 者	副担当者
生涯学習振興	7 情報化推進、情報化サブリーダーに関すること 8 栄典及び各種表彰に関すること 9 エコリーダーに関すること 10 災害連絡に関すること 11 総合文書管理システムに関すること 12 情報公開及び個人情報保護に関すること 13 少年自然の家の予算執行及び出納に関すること（兼務）		
G	1 歳入・歳出予算の編成及び執行に関すること 2 国庫金の事務に関すること 3 県立社会教育施設の維持修繕に関すること 4 職員の福利・厚生に関すること 5 公務災害に関すること 6 物品の出納・保管に関すること 7 文書の收受・発送・保管に関すること 8 その他庶務一般に関すること 9 少年自然の家の予算及び庶務に関すること（兼務）	主任 矢島 史江	企画員 藤原 健司
社会教育	1 社会教育グループの総括に関すること 2 社会教育事業の総括及び調整に関すること 3 社会教育主事資格の認定に関すること 4 社会教育主事資格取得講習に関すること 5 派遣社会教育主事に関すること	社会教育主事 (兼)社会教育GL 佐々木 直	
G	1 学校支援地域本部事業（地域人材養成、公民館連携など）に関すること 2 社会教育主事派遣要綱に関すること 3 社会教育主事等の研修に関すること 4 教育事務所社会教育スタッフとの連携に関すること 5 市町村社会教育・生涯学習主管課長会議に関すること 6 市町村の社会教育事業の助言・指導に関すること 7 教職員研修計画に関すること 8 「学社連携・融合」の推進に関すること	社会教育主事 (兼)地域教育SL 横田 康	社会教育主事 三島 伸仁
	1 ふるさと教育推進事業に関すること 2 県社会教育委員の会に関すること 3 島根県社会教育委員連絡協議会に関すること 4 県立図書館振興計画に関すること 5 子ども読書活動推進計画に関すること 6 子ども読書応援プロジェクトに関すること	社会教育主事 三島 伸仁	社会教育主事 山本 一穂

G名	分 掌 事 務	担 当 者	副 担 当 者
社会教育G	1 実証！「地域力」醸成プログラムに関する事 2 島根県公民館連絡協議会に関する事 3 公民館の設置管理に係る指導・調査に関する事 4 社会教育の実践者に対する人材養成研修に関する事 5 国立青少年交流の家との連絡調整に関する事 6 女性団体の育成・指導に関する事 7 成人教育・高齢者教育に関する事	社会教育主事 山本 一穂	社会教育主事 横田 康
	1 家庭教育の支援に関する事 2 訪問型家庭教育相談体制充実事業に関する事 3 青少年教育に関する事 4 青少年団体の指導及び指導者養成に関する事 5 青少年の課題に対応した体験活動推進プロジェクトに関する事 6 奉仕活動・体験活動等の推進に関する事	社会教育主事 (兼)家庭教育SL 安達 清志	社会教育主事 井上 孝弘
	1 放課後子どもプラン（地域人材養成、基本方針など）に関する事 2 島根県PTA連合会合同連絡協議会に関する事 3 PTA団体の研修・指導に関する事 4 子ども夢基金に関する事 5 学習塾に関する事 6 後援、共催に関する事	社会教育主事 井上 孝弘	社会教育主事 安達 清志
	1 放課後子どもプラン（国庫補助事務）に関する事 2 学校支援地域本部事業（国委託事務）に関する事 3 訪問型家庭教育相談体制充実事業（国委託事務）に関する事 4 市町村の国庫補助・委託事業に関する事 5 社会教育に係る島根大学との連携に関する事 6 視聴覚教育、女性教育及び男女共同参画に関する事 7 社会教育調査等に関する事	主任 吾郷由美子	社会教育主事 井上 孝弘 社会教育主事 山本 一穂
芸術文化S	1 青少年文化活動推進事業に関する事 2 島根県高等学校文化連盟に関する事 3 文化庁事業（学校への芸術家派遣など）に関する事	企画幹 伊藤 智徳	企画員 藤原 健司
青少年S	1 青少年行政の連絡調整に関する事	社会教育主事（兼）企画幹 （併任 青少年家庭課） 寺井 貴夫	

社会教育主事派遣要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市町村における社会教育行政及び生涯学習振興行政の推進を図るため、島根県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が市町村教育委員会に対して行う社会教育主事（社会教育主事補を含む。以下同じ。）の派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する社会教育主事（以下「派遣社会教育主事」という。）の市町村教育委員会における職名は、社会教育主事とする。

2 前項の規定にかかわらず、県教育委員会及び市町村教育委員会は、派遣社会教育主事という名称を通称として用いることができる。

(職務)

第3条 派遣社会教育主事は、緊急な課題である次の事項に重点を置きながら、派遣先市町村教育委員会において社会教育行政及び生涯学習振興行政に関する事務に従事するものとする。

- (1) 家庭、学校及び地域が連携協力した社会教育事業の推進
- (2) 島根の地域の特性を生かしたふるさと教育の推進
- (3) 広域的な市町村の枠組みの拡大に対応した地域社会における人づくり、地域づくりの推進

(派遣)

第4条 派遣社会教育主事の派遣を求める市町村教育委員会は、派遣申請書（様式第1号）を県教育委員会に提出しなければならない。

2 県教育委員会は、前項の派遣申請に基づき、必要と認めるときは、当該市町村教育委員会に派遣社会教育主事を派遣するものとする。

(派遣の要件)

第5条 県教育委員会が前条の規定により派遣社会教育主事を派遣する市町村教育委員会は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 当該市町村教育委員会に、自らの任用に係る社会教育主事が置かれていること。
- (2) 県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する派遣社会教育主事が1の市町村教育委

員会に2人以上である場合にあっては、当該市町村教育委員会に自らの任用に係る社会教育主事が2人以上で別に定める数以上に置かれていること。

- 2 前項第1号の規定にかかわらず、派遣社会教育主事の派遣期間中に当該市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事を置くことが確実であるときは、派遣することができるものとする。

(任命)

第6条 派遣社会教育主事は、県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が選考し、県教育委員会が任命する。

(身分)

第7条 派遣社会教育主事は、県教育委員会事務局職員の身分と派遣先市町村教育委員会事務局職員の身分とを併せ有するものとする。

- 2 県教育委員会及び派遣先市町村教育委員会は、派遣社会教育主事に対し、それぞれが社会教育主事の発令を行うものとする。

(派遣の期間)

第8条 一の市町村教育委員会に派遣される派遣社会教育主事の派遣期間は、その者が当該市町村教育委員会に派遣された時から4年以内とする。ただし、県教育委員会が必要と認めた場合には、派遣先市町村教育委員会との協議により、派遣期間を延長することができる。

(服務)

第9条 派遣社会教育主事の服務については、派遣先市町村教育委員会の規程に基づき、当該市町村教育委員会が監督するものとする。

(勤務条件)

第10条 派遣社会教育主事の勤務条件について、県教育委員会の規程と派遣先市町村教育委員会の規程との間に相違がある場合には、その都度協議して定めるものとする。

(分限及び懲戒)

第11条 派遣社会教育主事の分限及び懲戒については、県教育委員会の規程に基づき、県教育委員会が行う。

(給与等)

第12条 派遣社会教育主事の給料及び手当（時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職手当及び管理職員特別勤務手当は除く。）は、県教育委員会の規程に基づき、県が支給する。

- 2 派遣社会教育主事の旅費及び社会教育活動に必要な経費は、派遣先市町村教育委員会

の規程に基づき、当該市町村が支給する。

(経費の負担)

第13条 この要綱に基づき派遣社会教育主事の派遣を受けた市町村教育委員会は、その派遣に要する経費の一部を負担し、県に納入するものとする。

2 前項の規定による負担金（以下「負担金」という。）の額は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第2条に規定する単位費用に適用する単位費用積算基礎の前年度分都道府県分歳出の「派遣社会教育主事」の給与費の積算を基礎とし、前条第1項による給与等の1人分の単価に、次項に定める定率を乗じて得た金額とする。なお、円未満の端数は切り捨てる。

3 前項の定率は、市にあつては2分の1、町村にあつては4分の1とする。

4 負担金は、毎年度9月及び3月に県教育長が発行する納入通知書により納入するものとする。

5 派遣社会教育主事が私傷病による休暇等により、1暦月の全勤務日の全日を勤務しなかった場合の負担金については、当該負担金の額を1.2で除して得た金額に、該当月数を乗じて得た金額を控除した額とする。

(協定)

第14条 県教育委員会は、派遣社会教育主事を市町村教育委員会に派遣するに当たって、当該市町村教育委員会と協議して協定を締結するものとする。

(教育事務所長の対応)

第15条 教育事務所長は、派遣社会教育主事の円滑な派遣に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 派遣社会教育主事の活動計画について、市町村教育委員会と密接な連携を図り、相互の計画に食い違いが生じないようにすること。

(2) 派遣社会教育主事の情報交換・連絡の日を月1回以上設けること。

(派遣先市町村教育委員会教育長の対応)

第16条 派遣先市町村教育委員会の教育長（以下「市町村教育長」という。）は、派遣社会教育主事と協議の上、社会教育行政及び生涯学習振興行政を円滑に推進するため、地域における連携を図る連絡会議等を組織し、家庭、学校、地域の連携に係る推進体制の整備を図るものとする。

2 市町村教育長は、派遣社会教育主事の職務の円滑な遂行に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事と派遣社会教育主事とが、互いにその専門性を生かし、相互の協力体制に基づいた活動が行われること。
- (2) 研修機会の提供等を適切に行うこと。
- (3) 第9条に定める派遣社会教育主事のサービスの監督に当たっては、執務が継続できない程度の支障が生じたときは、速やかに教育事務所に通知すること。

(市町村教育長の報告等)

第17条 市町村教育長は、事務の遂行に当たって、次に掲げる報告書等を提出するものとする。

- (1) 派遣社会教育主事と協議の上、社会教育・生涯学習振興活動年間計画書（様式第2号）を作成し、教育事務所長を経由して県教育長に提出すること。
- (2) 社会教育・生涯学習振興活動月別実績報告書（様式第3号）を、月1回、翌月15日までに、半期別報告書（様式第4号）を10月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
- (3) 社会教育・生涯学習振興活動年間実績報告書（様式第5号）を、翌年度4月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
- (4) その他必要に応じた関係書類

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県教育長と市町村教育長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年9月18日から施行し、平成21年度以降の派遣に関し適用する。
- 2 従前の地域教育コーディネーター派遣事業実施要綱は、平成20年度までの派遣に関し効力を有するものとし、平成21年度から廃止する。

ふるさと教育推進事業基本方針

島根県教育委員会

1 背景

子どもたちの自然体験や社会体験の不足、善悪の判断や規範意識の低下などの課題が指摘される中であって、学校においては問題行動やいじめの増加、家庭や地域においてはその教育力の低下などが懸念されている。

こうした課題を解決するため、学校と地域が一体となり、体系的なふるさと教育を推進する必要がある。学校においては、児童生徒の豊かな心や地域への愛着を培い、学習意欲の向上を図るとともに、地域に開かれた特色ある学校づくり、教師の意識改革等を行う必要がある。地域においては、大人たちが積極的に学校教育を支援しながら、教育力の向上・活性化、地域社会の基盤強化を図る必要がある。このように、学校と家庭・地域が一体となって児童生徒の「生きる力」を養い、心豊かでたくましい、明日の島根を担う子どもの育成を図ることとする。

2 ふるさと教育の理念

ふるさと教育とは、自然・歴史・文化等の郷土学習によってふるさとに対する認識を高めるだけでなく、地域の人々とのふれあいや地域に出かけて行う自然体験、社会体験、生産体験、職場体験等を通じて、ふるさとへの愛着と誇りを養うとともに、コミュニケーション力や地域社会の一員としての自覚を身につけた心豊かな人間性・社会性を持つ子どもを育もうとするものである。また、ふるさと教育は、地域の「ひと・もの・こと」を活用した学社連携・融合の教育活動を通じて、美しいものや気高いもの、生命の神秘などに感動する心や、他人をやさしく思いやり、卑怯を恥じる心を養うとともに、学ぶ喜びや達成感を味わいながら学習意欲を高めていくものでもある。

人格形成の最も多感な時期においてのこうした教育が、日々報道される深刻な事件・事故や、自分さえよければといった社会的風潮、金銭至上主義、過度な市場原理主義など、我が国が陥ってしまった「社会病理現象」から立ち直るための糸口を探る「遠くて近い道」であるとの認識に立って、島根県内の全ての公立小中学校・全学年・全学級において、ふるさと教育を推進していくこととする。

3 ふるさと教育がめざすもの

(1) 学ぶ楽しさ

子どもたちが、学ぶ喜びや充実感を味わい、学習意欲や追求意欲を高めながら、学力を一層高めていく。

(2) 豊かな人間性や社会性

子どもたちが、学びを通して、自らを律しつつ他人と協調し、他人を思いやる心、人権を尊重する心、美しいもの、気高いものに感動する心など、豊かな人間性や社会性を培っていく。

(3) ふるさとへの愛着と誇り

子どもたちが、ふるさとを愛し、地域の一員として地域に貢献したり、地域を大切にしたりする心を培っていく。

4 具体的な取組

(1) 市町村教育委員会での取組

- ① 上記の理念等を踏まえ、学校と家庭と地域が一体となってふるさと教育を推進していくため、急激な社会変化の中での地域の特色を把握し、市町村としての目標を明確にするとともに、地域の人材育成、仕組みづくり、公民館等と学校が連携して行う事業等を具体化した「ふるさと教育推進計画」を策定する。
- ② 地域の人材バンク機能を担う公民館等との連動性を高めるため、作成した「ふるさと教育推進計画」をもとに、公民館等と連携して、地域の学校支援ボランティア等の発掘・養成を行い、学校の支援体制の向上に努める。また、学校におけるふるさと教育と連動した公民館事業を展開するなど学校・家庭・地域が一体となる取組を支援する。

(2) 学校での取組

市町村が作成する「ふるさと教育推進計画」をもとに、学校は、地域の教育資源「ひと・もの・こと」を教育課程に位置づけ（年間35時間以上）、「ふるさと教育全体計画」及び「ふるさと教育年間指導計画」を作成し、家庭、地域と連携した教育活動を行う。

(3) 期待する効果

家庭や地域の学校教育に対する理解・協力、地域に開かれた学校づくり、特色ある学校づくりを推進することによる児童生徒、教職員の地域に対する理解と愛着・誇り、地域の学校教育に対する理解が深まる。ひいては、こうした取組が、更に児童生徒の学力向上や教職員の資質向上につながっていくことが期待できる。また、家庭や地域の大人が子どもにかかわることで、地域の教育力の向上や地域力の醸成を図ることが期待できる。

5 県の支援

- (1) 市町村教育委員会の「ふるさと教育推進計画」に基づく事業に対して、別に定める交付金交付要綱により助成する。
- (2) 各市町村教育委員会や各学校の全体計画や取組等に対して、各教育事務所の指導主事等が指導・助言する。また、各教育事務所の社会教育主事や派遣社会教育主事が支援・助言する。

ふるさと教育推進事業実施要綱

1 目的

子どもたちを巡る様々な課題を解決するため、地域住民が学校教育へ参画したり自主的な学習活動や社会参加活動を促進するなど、学校と家庭と地域が一体となった体系的な教育活動を推進することが必要である。

そのため、ふるさと教育の趣旨に則り、児童生徒の豊かな心や地域への愛着を培い、学習意欲の向上を図るとともに、地域に開かれた特色ある学校づくり、教師の意識改革、家庭・地域における教育力の向上・活性化、地域社会の基盤強化等を進める。

このことにより、児童生徒の「生きる力」を養い、心豊かでたくましく、明日の島根を担う子どもの育成につなげる。

2 事業期間

平成20年度から平成22年度までの3ヵ年とする。但し、単年度ごとの計画・実施とする。

3 事業内容

(1) ふるさと教育推進事業交付金を交付する。

県は、市町村が行うふるさと教育推進事業の活動に係る経費を交付し、当該交付要綱は別に定める。

(2) 県は次に掲げる事業を行う。

①市町村教育委員会へふるさと教育推進事業基本方針を提示する。

②市町村教育委員会へ県の機関・施設のもつ人材、情報、学習の機会の提供をする。

③市町村でふるさと教育を推進する指導者、ボランティア等の資質・能力等を更に高めるための研修会を開催する。

④ふるさと教育推進のため市町村教育委員会へ指導・助言する。又事業評価を行い、事業の深化に努める。

(3) 市町村は次に掲げる事業を行う。

①「ふるさと教育ネットワーク会議」を、既存の会議や同様のねらいを持って新たに設置する別の会議等の活用も図りながら、開催する。

②市町村における「ふるさと教育推進計画」(様式1)を策定する。

③市町村における事業を管轄内の各小中学校へ周知し、各学校が実施する「ふるさと教育全体計画」のとりまとめと指導を行う。

④ふるさと教育を実践する学校支援ボランティアや指導者の発掘・育成を図るための研修会を年2回程度開催する。

⑤ふるさと教育を発展・補完・深化させるため、公民館等を中心にした生涯学習・社会教育事業を実施する。また、学校においては、放課後や土日等において、これらの事業の利用を図り、ふるさと教育の充実を図る。

例 親子ふるさと共同体験活動、奉仕活動・ボランティア活動・職場体験活動、通学合宿、長期自然体験活動、ふるさと探訪自然体験活動等

⑥地域講師やボランティア等の人材バンクを整備する。

地域にある教育資源「ひと・もの・こと」を公民館等との連携により収集・整理し地域人材バンク等を作成しながら、その効果的な活用を図る。

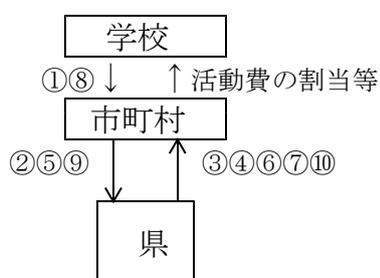
⑦事業終了後に、実施報告書(様式2)を作成し県教育委員会に報告する。

ホームページや広報誌をとおして、ふるさと教育について情報を発信する。

(4) 学校は次に掲げる事業を行う。

- ① 市町村の「ふるさと教育実施計画」を踏まえ、ふるさと教育を教育課程の中に位置づけた「ふるさと教育実施計画」(様式3)を策定し市町村教育委員会に提出する。
 - ・ 地域にある教育資源〔ひと・もの・こと〕と関わった学習内容を、各教科や総合的な学習の時間等で検討・整理し、「ふるさと教育全体計画」を策定する。
 - ・ 学年毎に、各教科や総合的な学習の時間等の関連を図りながら、ふるさと教育の年間指導計画を策定する。
- ② 「ふるさと教育全体計画」を踏まえて、地域の人材等を活用した教育活動を各学年で年間35時間以上実施する。
- ③ 事業終了後に、実施報告書(様式4)を作成し市町村教育委員会に報告する。
- ④ ふるさと教育の計画、実施状況について、校報やホームページ等を利用し、保護者を含め地域に対して幅広く情報発信に努めること。

4 事業の構成と実施体制



- ① 実施計画書の提出
- ② 事業計画書の提出
- ③ ヒアリング
- ④ 交付額の内示
- ⑤ 交付申請
- ⑥ 交付決定
- ⑦ 概算払い
- ⑧ 実施報告
- ⑨ 実績報告
- ⑩ 交付金の確定、精算払い

5 施行日

- (1) この要綱は、平成20年3月13日から施行し、平成20年度の事業から適用する。
- (2) この要綱の改正後の規定は、平成21年度の事業から適用する。

ふるさと教育推進事業交付金交付要綱

(目的)

第1条 島根県におけるふるさと教育を推進するため、市町村教育委員会で実践する諸活動が円滑に行われるよう、ふるさと教育推進事業交付金（以下「交付金」という。）を予算の定めるところにより交付することとし、その交付に関し必要な事項について定めるものとする。

(交付金の対象)

第2条 この要綱において、交付金の算定に当たって対象とする経費は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市町村教育委員会における事業費
- (2) 学校における事業費

(交付金の対象経費の算出基礎等)

第3条 交付金の対象経費の算出基礎等については次のとおりとする。

	市町村教育委員会における事業費	学校における事業費
算出基礎	200千円	各小学校・中学校×@100千円
使途内訳	①地域人材の養成研修に要する経費 ②公民館活動との連携に要する経費 ※①②のいずれか片方だけの実施は不可とする。	①特別非常勤講師報酬 ②学校支援ボランティア謝金 ③各学校における活動に要する経費

注 市町村教育委員会における事業費と学校における事業費との間の流用は不可とする。

(交付対象者)

第4条 交付金の交付対象者は市町村とする。

(事業計画の報告)

第5条 交付金の交付を受けようとする市町村長（以下「市町村長」という。）は、毎年度の事業計画を様式第1号に關係書類を添付して前年度の3月末日までに島根県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

(交付申請)

第6条 市町村長は、前条の事業計画書の提出後、様式第2号により交付申請書を教育長が別に定める日までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 教育長は、前条により提出された交付申請書に基づき交付金額を決定し、様式第3号により交付金決定通知書を市町村長に送付するものとする。

(概算払)

第8条 教育長は、必要と認めるときは、市町村長の請求に基づき概算払いができるものとする。

2 市町村長は、概算払の請求をしようとするときは、様式第4号により概算払請求書を教育長に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第9条 市町村長は、事業の内容を変更（ただし、費目の20%以内の額にあたる変更は除く）するときは、あらかじめ様式第5号により変更交付申請書を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 教育長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は、条件を付することができる。

(事業報告)

第10条 市町村長は、事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内、又は、当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、様式第6号に係る書類を添付して事業報告を教育長に提出しなければならない。

2 市町村長は、当該年度内であって第7条による交付決定の日以前に実施した事業に要する経費についても前項の事業報告書に算入することができる。

(額の確定)

第11条 教育長は、前条の報告を受けたときは、報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が交付金の決定内容（第9条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、市町村長に通知する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度交付分から適用する。

2 平成17年度の事業計画の報告に当たっては、第5条に定める「3月末日」は「4月末日」とする。

附 則

1 この要綱は、平成17年5月11日から施行し、平成17年度交付分から適用する。

2 第3条第2項の改正に係る平成17年9月又は10月に合併する市町村の平成17年度の事業計画の報告に当たっては、第5条に定める「3月末日」は合併前の事業計画については「5月末日」、合併後の事業計画については「10月末日」とする。

附 則

1 この要綱は、平成18年3月7日から施行し、平成18年度交付分から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成20年3月13日から施行し、平成20年度交付分から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成20年12月24日から施行し、平成21年度交付分から適用する。

社会教育関係各種表彰一覧

[平成20年度]

表彰者	表 彰 名	被 表 彰 者
文部科学大臣	優良P T A文部科学大臣表彰	津和野町立日原小学校P T A
	P T A活動振興功労者表彰	昌子 一郎 (元島根県高等学校P T A連合会会長)
	子どもの読書活動優秀実践図書館・団体(者)文部科学大臣表彰	松江市立図書館 おはなしの部屋(隠岐の島町)
	優良公民館表彰	松江市乃木公民館 邑南町立日和公民館
	社会教育功労者表彰	該当なし
	視聴覚教育功労者表彰	該当なし
島根県知事	島根県各種功労者表彰	長野 忠 (松江市)
県教育委員会	教育功労者表彰及び教育優良団体表彰	ルピナス (川本町) 三島 汎 (松江市)
県教育長	優良公民館表彰	松江市来待地区公民館 安来市立赤江公民館 浜田市立井野公民館 大田市立鳥井公民館
	公民館職員表彰	江角 潤子 (松江市本庄公民館 主任) 富田 孝義 (安来市十神公民館 館長) 金谷 登 (東出雲町立揖屋公民館 主事) 山本 初枝 (出雲市長浜C C マネジャー) 木野 明子 (出雲氏平田C C マネジャー) 石川 隆 (飯南町立頓原公民館 主事) 高尾 富美 (奥出雲町立鳥上公民館 主事) 牛尾 礼子 (浜田市立周布公民館 主事) 渡部 治美 (大田市立大屋公民館 主事) 田原 誠仁 (益田市立北仙道公民館 館長)
	優良少年団体表彰	日本ボーイスカウト島根連盟出雲第1団 日本ボーイスカウト島根連盟浜田第2団
(社)全国公民館連合会	公民館優良職員表彰	山田 松枝 (松江市白湯公民館 主任)
	公民館永年勤続職員表彰	飯塚 恭子 (松江市津田公民館 主任) 青山 喜美枝 (出雲市佐香C C チーフマネジャー) 熱田 洋人 (出雲市大社C C チーフマネジャー) 小村 寿子 (出雲市乙立C C チーフマネジャー) 永田 禎一 (飯南町立志々公民館 館長) 野上 フサエ (浜田市立石見公民館細谷分館 主事)
山陰中央新報社	地域開発賞 (社会賞)	青木 恒次 (松江市)
	地域開発賞 (教育賞)	栗栖 真理 (浜田市)
(社)全国社会教育委員連合会会長	全国社会教育委員連合会表彰	村上 清春 (東出雲町社会教育委員)
県社会教育委員連絡協議会会長	社会教育委員表彰	松崎 竹夫 (松江市社会教育委員)
(財)日本視聴覚教育協会	視聴覚教育各地功労者表彰	該当なし